

厚生常任委員会

平成27年9月14日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○井上 卓也	伴 吉晴
平川 理恵	濱 眞理子	奥村 容子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	中原 潤	同 課 長 補 佐	福田 善行
国保医療課長	山崎 善之	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	北 典子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	浦野 歩美	住 民 課 長	安藤 容子

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 奥村委員、井上委員

委員長

おはようございます。

ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を始めます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、奥村委員、井上委員のお2人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案について、（1）議案第41号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佐谷住民課長。

住民課長

それでは、議案第41号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、議案書によりご説明申しあげます。

議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

住民課長

本議案は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の改正に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について新たに定めるとともに、住民基本台帳カード交付手数料を廃止するものであります。

末尾の要旨をもってご説明させていただきます。恐れ入りますが、末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

1. 主な制定内容について、ご説明申しあげます。

(1) 新たに定める手数料についてでございます。通知カード再交付手数料は、1件につき500円です。個人番号カード再交付手数料は、1件につき800円です。なお、これらの手数料は、総務省がICカードや原紙の購入原価等を考慮して示す再交付手数料相当経費と同じでございます。また、初回の交付手数料は、通知カード、個人番号カードとも、国がその費用を負担し、無料とされております。

2. 施行期日でございます。この条例は、平成28年1月1日から施行します。ただし、通知カード再交付手数料の新設については、平成27年10月5日から施行します。なお、平成28年1月1日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の附則第1条第4号、これは個人番号の利用開始及び個人番号カードの交付等にかかる規定の施行日でございます。また、平成27年10月5日は、同法律の個人番号の指定及び通知等に関する規定の施行日でございます。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上、議案第41号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての説明といたします。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員

このカードにつきましては、その制度自身に反対の意見を持っておりますが、この議案につきましては、その金額であったりとか、そういったものっていうのも妥当な金額で、必要な改正案ということで、この議案自身には反対ではありませんけれども、意見を付したいと思っております。

委員長

ほかの委員さん、何か質疑・ご意見等はございませんか。

(な し)

委員長

それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第43号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第43号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療
課長

本補正予算の主なものは、平成27年度の前期高齢者交付金の概算交付金の確定に伴う国、県支出金の補正、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴う補正及び療養給付費負担金等の過年度分の精算による補正となっております。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開き願えますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 療養給付費等負担金で2,060万8千円の減額補正を行うものでございます。

その内訳は、前期高齢者交付金の確定により、第1節 医療給付費分現年分で1,381万8千円の減額、後期高齢者支援金の確定により、第2節 後期高齢者支援金分現年分で44万円の減額、同じく介護納付金の確定により、第3節 介護納付金分現年分で635万円の減額補正を行うものでございます。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 財政調整交付金で585万1千円の減額補正を行うものでございます。

その内訳は、第1項 国庫負担金と同様の理由により、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で394万2千円の減額、第2節 後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で12万3千円の減額、第3節 介護納付金分普通財政調整交付金で178万6千円の減額補正を行うものでございます。

8ページにお移りいただきまして、第4款 前期高齢者交付金では、平成27年度の概算交付額が確定したことから、4,342万1千円の増額補正を行うものでございます。

次に、第5款 県支出金では、財政調整交付金585万2千円の減額補正を行うものでございます。

その内訳は、第2款 国庫支出金、第2項の国庫補助金の財政調整交付金と同様の理由で、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で394万2千円の減額、第2節 後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で12万4千円の減額、第3節 介護納付金分普通財政調整交付金で178万6千円の減額補正を行うものでございます。

次に、9ページにお移りいただきまして、第10款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補填収入で、歳出予算の補正のところでご説明申しあげます前年度繰上充用金の補正に伴う減額189万2千円と、本予算補正から生じた財源1,259万2千円を差し引き、1,070万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、11ページをお開き願えますでしょうか。歳出予算の補正についてでございます。

初めに、第3款 後期高齢者支援金等では、平成27年度の後期高齢

者支援金の額が確定したことから、385万9千円の減額補正を行うものでございます。

第6款 介護納付金につきましても、平成27年度の納付額が確定したことから、1,984万3千円の減額補正を行うものでございます。

次に、第10款 諸支出金についてであります。4,740万4千円の増額補正を行うものでございます。

その内訳は、一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係る過年度分の超過交付分4,717万4千円、特定健康診査等負担金に係る過年度分の国・県の超過交付分23万円を増額するものでございます。

12ページをお開き願えますでしょうか。

第12款 前年度繰上充用金では、平成26年度決算により執行額が確定したことから、189万2千円の減額補正を行うものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第43号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
委員の皆さま方から、質疑、ご意見等ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第44号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、(3) 議案第44号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長

今回の補正予算の主な内容につきましては、平成26年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と、国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金、補助金、あるいは交付金の精算に関するものなどございまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,145万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ23億1,575万1千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。初めに、歳入予算でございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 介護給付費交付金で、平成26年度の決算額の確定に伴う支払基金交付金の精算で生じた不足額131万1千円につきまして、平成27年度において交付されますことから、その受け入れに係るものとして増額補正をお願いするものでございます。

次に、第9款 繰越金、第1項 繰越金、第1目繰越金では、平成2

6年度の本特別会計の決算において、歳入額が歳出額を上回りましたことから、その差額4,014万円を平成27年度に繰り越すことにつきまして、増額補正をお願いするものでございます。

6ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、歳出予算でございます。

順序が逆になりますけれども、初めに、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金について、ご説明をさせていただきます。

平成26年度の決算額の確定により、第1目 第1号被保険者保険料還付金で、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これに還付するための経費として53万1千円の増額補正を、第2目 償還金では、平成26年度の決算額の確定に伴い、介護給付費に係る国及び県の負担金について、また、地域支援事業に係る国及び県の補助金と支払基金交付金について、それぞれ超過交付となりましたことから、これらを償還するための経費として1,141万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、その上の第3款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 介護保険給付費準備基金積立金でございます。ただいまご説明を申しあげました歳入と歳出の補正額において生じた差額2,950万9千円について、基金に積み立てるよう増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則書を朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長

以上、議案第44号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 介護保険のご利用が少なかったということですね、もともとの。

福祉課長 今回の補正予算で繰越金に出てきたわけですが、これは、当初組んでおりました事業計画に対して、実際、給付費が少なかったものでございますけれども、それと、国・県支払交付金の関係で、概算で26年度で補助金等いただいておりますもので、それが決算の結果多かったもので繰り越しできた、それをあわせてのものでございます。

濱委員 ということは、介護保険の利用自身が減ったということではなくて、予算、決算の関係でということですか。

福祉課長 介護保険の給付につきましては、やはり高齢者の増加及びそれに伴う要介護認定者の増加に伴いまして給付費は伸びておりますので、利用が減ったわけではございません。

委員長 ほかに質疑、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、(4)議案第45号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 山崎国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第45号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会
課長 計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療 本補正予算につきましては、平成26年度会計における繰越金の確定
課長 及び出納整理期間中に収納した後期高齢者医療保険料に係る保険料等負
担金の支出及び保険料の払い戻しに係ります保険料還付金の受け入れに
要する補正でございます。

補正予算書の5ページをお開き願えますでしょうか。初めに、歳入予
算の補正からご説明を申し上げます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で平成26年
度会計の歳入歳出差引額を繰り越すもので、161万5千円の増額補正
を行うものでございます。

次に、第6款 諸収入では、第2項 償還金及び還付加算金、第1目
保険料還付金で、平成26年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合
から保険料還付金として受入未済分160万8千円の増額補正を行うも
のでございます。

6ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の
補正についてでございます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広
域連合納付金では、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、繰り越
しする保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等
負担金191万9千円の増額補正を行うものでございます。

また、第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金では、平成
26年度還付未済に係る保険料還付金が不足する見込であるため、13

0万4千円の増額補正を行うものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第45号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 土曜日に敬老会、開催されて、たくさんのね、方が、ご参加くださって、楽しくお過ごしだったと思います。斑鳩町のお年寄りの方々も、皆さんお元気やなというふうに見させていただきました。

しかし、一方でね、元気に年をとっていただくというのが一番いいことですけれども、やっぱり高齢であるがゆえに、体の不調であったりとか、そういったものに対する不安っていうのは大きいと思います。

この後期高齢者の制度自身はやはり、前には高齢の方の医療費が無料であったという時代もありました。それから、いろいろと社会情勢等で、制度、いろいろ変わってきましたけれども、高齢であるということと、医療に対するっていうか、健康に対する不安っていうものがやっぱり高まっていく中でね、この制度自身っていうのはやはり逆行しているものだと私は考えておりますので、後期高齢者のこの制度自身については反対の意見を持っております。

補正予算については、特にこれには反対はいたしませんけど、そういう意見を付したいと思っております。

委員長 ただいまのは意見として受けさせていただきます。

ほかに、委員の皆さま方、質疑、ご意見等はございませんか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)陳情第2号 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 寺田議会事務局長

議会事務
局長

それでは、陳情2号 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務
局長

要旨の朗読につきましては省略をさせていただきますが、要約をいたしますと、補助金と公共事業の発注の確保、そして会員の働き方に係る臨時・短期・軽易の要件緩和、そして改正派遣法案の早期成立を要望されているものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆さまのご意見をお受けしたいと思います。
ます。 濱委員。

濱委員 シルバー人材センターのことについては、一般質問で取り上げている
議員もいらっしゃいますし、この要望については毎年提出されていると
いうふうに聞いております。

一番最後の、3点目のこの派遣法案のことについては、国会での決ま
ったということで、ちょっとこの陳情書の中ではちょっと議論すること
ではないかとも思います。

あと、補助金のことにつきましては、理事者側からのご説明もあった
ように、国庫補助金が減った分、全額ではないけれども、町のほうとし
ては、その分に上乗せをして補助金を交付されているというふうに聞いて
おりまして、その辺では支援をいただいていると思います。

しかしながらこの、もう1点目のところでは、町の公共事業の発注が
少ないということとか、それから発注単価っていうものが、これは請負
であるので賃金の分にはなじまないということですが、実際のところ、
このお仕事をされている方が、その、それから得る収入によって、
それを生活の糧にされているというところもあると思います。その単価
といわれる、賃金であれば時間給であったりとか、そういったものって
いうのが、近隣のところに照らしても、また最低賃金に照らしても、実
際にお受け取りになる金額がそれよりもずいぶん低いというところが見
受けられます。そういったところで、町として、またこちらのシルバー
人材センター、どちらも歩み寄ってほしいなというふうに私は思ってお
ります。

委員長 ほかの委員の方々、ご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 今ちょっと濱委員のほうから、発注の確保に対して、発注自体が少な
いし、単価の問題があるんじゃないかというような話がありましてんけ

ど、ちょっとお聞きしますねんけどね、近隣の、これ、補助金はちゃんといっていると。近隣の補助の状況、まあ言うたら当町と、ほかの近隣の町ですね、市町村でも結構です、その辺と、たしかね、建物の問題もあったと思うんですわ。他町は、まあ言えば土地、建物、そのあたりがどないなっているのか、当町はどうなっているのか、もう1度確認したいんですが。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 ただいま伴委員よりご質問ありました件でございますけれども、例えば広域7町の補助の状況でいきますと、その国庫補助額と基本同額の市町村の補助を出されているっていうのが現状でございます。

建物の賃貸借契約の関係でございますけれども、斑鳩町におきましては、建物につきましては、町のほうでですね、補助をしまして建てさせていただき、土地の部分については有償ということで、使用料を現在いただいている状況でございます。

この辺の近隣の市町村の状況でございますけれども、この7町につきましては、土地、建物賃貸借につきましては、同じ有償でですね、受けられているっていう現状でございます。一部そういった賃貸借契約ない市町村もございます。一応、安堵町だけはないっていうことですがけれども、それ以外の町では有償で、斑鳩町と同じようにやられている状況であります。

伴委員 建物、土地は有償って僕たち認識しておるんですけど、建物は当町は有償、無償。無償やと私は思っていたんですが、建物はどうですか。

福祉課長 説明がうまくできていなくてすみません。建物につきましては無償でございます。

伴委員 それと、国庫補助額っていう、具体的にわかりませんか。まあ言う

たらこの生駒郡でも結構ですが、その国庫補助額の金額ですね、と、同額の、まあ言えば市町村補助されているという、今、説明やったと思うんですけど、具体的にちょっと金額わかれば、当町も言うていただいて、ちょっとよそのやつも言うていただけますか。

委員長 乾住民生活部長。

住民生活 部長 まず、三郷町でございますけれども、710万円、これは国庫補助額と同額でございます。それから平群町は578万円、こちらも国庫補助と同額でございます。安堵町につきましては2万円ということで、これは国庫補助額はなしということとなっております。斑鳩町は、補助額が830万円で、国の基準で言えば、斑鳩町は728万円でございます。

伴委員 ということは、今ちょっと、728万円が、まあ言えばプラスに、一応補助は、斑鳩町はされているということになりますね。よそはまあ言ったら同額で。その辺も踏まえ、結局発注の単価とか、そのあたりも、非常にこれ、バランスやと思うんですわ。結局、補助との関係、その辺も、まあ言うたら町の仕事であれば絡んでくるやろうと。その辺も一遍、今後検討していただければと、私はこれに関して。

ただ、この陳情書に関しては、発注の単価っていうような感じでなく、発注の確保というような形になっていきますので、これに対しての、まあ言うたら単価の議論っていうのでなく、この陳情書どおりでまあ言うたら意見を、私自身は、これは発注の確保と、その辺でこの陳情の趣旨としては、これでいいんちゃうかなと私自身は思います。

委員長 小城町長。

町長 今、伴委員さんもおっしゃっていただきますように、私はやっぱりシルバー人材というのはこれ、こういった要請をしてきているわけですから、国の基準に応じてですね、当初は1千何万という金を町の独自でや

ってきたわけですが、民主党さんが政権とられて、事業仕分けをしてですね、やっぱりこのシルバー人材をもう1度考えなければいけないと。ただやっぱり国が決めたことは、その目的はですね、健康を保持するために、65歳以上、70歳以上の方が働けるという場を提供していること。問題はやっぱり提供しても結局その仕事がなかったらできませんから、やっぱり公共事業も、議員さんもある程度こんな、学校の木とかああいうものはやっぱりシルバー人材へお願いできへんのかということもいろいろとご意見ありました。

そういうことでやっぱりできるだけ緩和をしながらですね、行政発注をする部分の、大体できる関係等についてはシルバー人材さんに提供していくというか、剪定とかそういう関係等について。ただやっぱり一番難しいのは、剪定でも、やっぱり行かれて木から落ちられる場合がある。その事故でよく出ているのは、保険の問題がきくのか、きかないのか。やっぱり全部訴訟がありますからですね、そこらのことも十分考えていかなければいけませんし、できるだけ町としてもやっぱり発注の方法はですね、できるだけシルバー人材に対しても、皆、議会の皆さま方と相談中に、この、今まで自治会のああいうものを自治会長さんが班別に回っていただいていたやつを、もう広報については全てポスティングしようということについても、シルバー人材さんをお願いしようということできています。

いろいろなことを我々できる範囲であってですね、努力する、そして、このかわりに720何万になった、国は今度、決まったやつですね、そのときにも議会と相談してですね、やっぱり町はちょっとでも上げたらんと事務的に大変だろうということで、830万ということできておりますし、どこ行ってもですね、三郷町行っても、建設業協会のプレハブのところ、それを間貸ししてやっておられる状況もありますし、これだけ斑鳩町にワークプラザの関係で、これだけの施設をできたというのは、これはもう全国的にも、県下でも珍しいと思います。

やっぱりこれ、2千万って言いながらですね、シルバーさんは2千万ですから、1千万、2分の1ですから1千万の補助金をもらえると。し

かし、結果的に見たらですね、国の基準は2分の1ですけども、その1千何万ですから、600か700万ぐらいしか国はくれていないです。結局町が1千何万出しているわけです。そういうことも踏まえた中で、できるだけ努力をしながらですね、あの場所もやっぱり町としてもできるだけやっぱりあゆみの家の近くでということとさせていただいたということでございますし、何も別に。

やっぱりシルバーさんももっと胸襟を開いて町におっしゃっていただいて、それを、何かもう固まっているような感じがしますからですね、やっぱりもっと意見をちゃんとまとめていただいて、できるだけ協力をするということですね、していかなかったら、このあいだの決算では賃金の問題出ましたけども、私はやっぱり65歳以上の方が働いている、週2回、そういう関係については、料金がいいのか、悪いのか、こういう金額でええのか、悪いのか、これもまたいろいろありますけども、そういうことも十分考えていかなかったら、これからやっぱり長続きはしていけない。やっぱり町としてもできるだけ公共の関係等についても、そういう発注をすることについてのいろいろまた異論があるときもありますし、そういうことも踏まえて、これから十分検討していきたいと思っています。

委員長 ほかに、委員の皆さま方、ご意見等ございませんか。 濱委員。

濱委員 今、町長おっしゃってくださったように、町とシルバー人材センターのほうとね、もっと親密にというか、意見交換であったりとか、そういった場所っていうのもやっぱりこれから充実していただいて、この陳情書についてはぜひとも採択していただきたいと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時40分 休憩)

(午前9時47分 再開)

委員長

それでは再開をいたします。

取りまとめができましたので、報告をさせていただきます。

先ほど委員の皆さまのほうからシルバー人材センターの支援の要請につきましてご意見をいただきました中、また、暫時休憩後に協議をさせていただいた中ですね、1点目の補助金と公共事業の発注の確保については、町の小城町長のほうから今9月議会です、何度もシルバーさんの設立の趣旨に基づいて町のほうがそのように配慮していくというふうには、配慮していくような趣旨の答弁をいただきましたので、それとですね、今年度予算についても増額をされていますので、町長の答弁と町のやっておられることが一致しておりますので、委員の皆さま方も、この部分については採択ということですよ。

それで、次の部分についてはですね、国のほうで検討会を開き、また、緩和等の可能性を検討するというので、臨時・短期・軽易の要件については議論をされています。

また、3つ目につきましては、もう改正派遣法がもう成立していますので、この本陳情書に、要望書についてはですね、趣旨採択ということとで当委員会として取り計らいをさせていただくことに決しましたが、委員の皆さま方、ご意見、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

それでは、異議なしと認め、よって、陳情第2号については、当委員会として満場一致で趣旨採択するべきものと決しました。

それでは次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、モデル事業として拡充を現在進めております生ごみ分別収集につきまして、町職員で行っております収集業務を、来年度、平成28年度より委託収集に移行することを計画をしておりますので、その考え方をご説明をさせていただきます。

焼却処分するごみの量の削減及び資源の有効利用を図ることを目的に、平成21年度、2自治会、156世帯の協力を得まして事業を開始いたしました生ごみ分別収集モデル事業につきましては、現在、51自治会、約4,750世帯にまで事業の拡充が進んできているところであります。

その収集業務につきまして、平成28年度より、幸前2丁目に所在いたします有限会社清水環境開発への委託を計画をしているところであります。現在、町のごみ収集業務には、再任用の職員3名を含みます町職員14名に臨時職員2名の計16名の体制で従事をしており、うち生ごみ分別収集には、4名で2班を編成し業務を行っております。

町では、去る8月29日、9月12日の両日、まだ生ごみの分別収集にお取り組みいただけていない地域の自治会長や役員の方を対象といたしました生ごみ分別収集説明会を開催するなど、生ごみ分別収集モデル事業の拡充に鋭意努力をしているところであります。

しかし、一方では、今後、生ごみ分別収集モデル事業に協力いただける世帯がふえてまいりますと、現行の2班での収集体制では厳しく、近い将来、収集班の数を増加させるなど生ごみの収集体制を見直す必要もあるところがございます。また、現在の再任用職員3名のうち2名は、平成28年度末をもちまして期間満了となる状況で、現状の収集体制を維持していこうとした場合には、ここ1、2年間で職員の数不足の事態となります。

一方、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業であります清水環境開発とは、平成20年4月より、公共下水道への接続によります浄化槽汚泥収集運搬の業務減少による経営への影響を緩和し、その業務の安定を保持させることを目的に昭和50年に議員立法により制定をされました下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、通称合特

法と呼ばれておりますが、その法律の精神に基づきまして、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前までし尿・浄化槽汚泥収集運搬業を継続していくことを条件に、可燃ごみを初め家庭ごみ収集の一部を代替業務として委託をしているところであります。

この清水環境開発とは、2年ごとに、公共下水道への接続による業務の減少など経営状況を調査、確認するとともに、収集運搬業の業務継続の意思確認をするための覚書を締結しておりまして、平成28年4月1日が向こう2年間の覚書の締結日となっているところであります。

このことから、清水環境開発の平成25年度、平成26年度の2年間の公共下水道への接続による業務減少の状況などを確認させていただくとともに、町の今後のごみ収集業務の体制なども考える中で、平成28年度より、新たな業務として生ごみ収集業務を清水環境開発に委託していこうと考えているものであります。

詳細につきましては、これから相手方と協議をしていくことになり、まとまりましたならば、平成28年度予算に生ごみ収集業務委託料として計上していきたいと考えておりますので、委員の皆さまには、町の考え方等につきましてご理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。伴委員。

伴委員 今、報告をしていただいたことで、今現在可燃のほう、一部委託されているというように私も思っております。これ、委託していただくことによって、実質直営でやるより経費としてはやっぱり安くなっているんでしょうかね。それもざっとで構いませんが、まあ言えば、直営よりは合理化できている、経費的に合理化できているか、それとも同じなんか、逆に高くついているか、ちょっとそれだけ、簡単で結構ですのでお願い

します。

環境対策
課長 現在、家庭ごみの一部、可燃ごみとビン類、缶類、ペットボトルなどの収集を委託をしておりますけども、委託料につきましては、年間1,650万円であります。6人の体制で収集をしていただいています。これが仮に町の職員6人でいきますと、平均の現在の職員の賃金が大体700万ぐらいでありますので、4,200万ぐらいかかるということになりますので、安価で処理できているということでございます。

伴委員 委託していただくことによって、非常にその辺、負担が少なくなっているということで、わかりました。

委員長 ほかに質疑、ご意見等はありませんか。 平川委員。

平川委員 先ほど、今この業務に当たっている方が、町職員14名、臨時職員2名で16名って伺ったんですけれども、そのうち再任用は3人で、それ以外は一般の職員の方ってということですか。

環境対策
課長 現在、町職員14名がごみ収集業務に従事しております、そのうち3人が再任用ということでございます。

平川委員 それと、8月29日と9月12日に自治会に説明をされて、既にここに参加しようという自治会もいらっしゃるんでしょうか。

環境対策
課長 現在、51自治会でお取り組みをいただいておりますけども、それ以外の、110自治会ほどございますけども、そのうちご参加いただいたのは44名の自治会の方でございます。

両日説明会をしましたあとに意向調査をいたしました。まだ最終的な集計はまだですけども、半分以上の方が前向きに検討したいというご返事をいただいているところであります。

平川委員　　ということは、来年度からは100ぐらいにふえていくということで、人数も、実際町でそのまま実施するとすると人数がふえるということなので、委託したほうが経費も安くなるということですか。

環境対策課長　　現在、町で4名で2班で体制を組んでいます。これの世帯数が最大で6千世帯まで対応できるであろうということで、ことしは6千世帯の目標をしているんですけども、来年は7千世帯ということになりますので、もう1つ班をふやさなければならないということから委託をしようということでございます。

委員長　　ほかにございませんか。　　濱委員。

濱委員　　平川委員のほうから、町職員の方のね、人数のことがありましたけれども、委託をしてしまうと、この、今、14名プラス2名で行っているこの職員さんは業務から外れるということになるんですか。

環境対策課長　　生ごみの分別収集を委託することによりまして、4人の職員が不要となります。臨時職員2名につきましては更新をしないでもいい、あと2名につきましては、平成28年度末に再任用の期間が任期満了になりますので、そういったこともあわせまして28年度に委託をしていきたいというふうに考えているところです。

委員長　　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　　それでは、ほかにご意見もないようですので、以上で継続審査については終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長

それでは、各課報告事項(1) 議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきまして、今回の一般会計補正予算のうち住民生活部の所管に関するものにつきまして、私よりご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページの方をお願いしたいと思います。初めに、歳入予算でございます。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、市町村における個人番号カード交付事務に必要な経費に対して補助金が交付されることから、当該補助金88万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、8ページ、第17款 寄附金、第1項 寄附金、第1目 寄附金で、福祉費寄附金といたしまして9万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、10ページ、歳出予算にお移りいただきたいと思っております。

第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費でございます。社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号通知に関する問い合わせや個人番号カードの交付の対応につきまして、国庫補助金を活用し臨時職員の雇用等を行うため、86万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、11ページ、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費でございます。福祉基金にいただいた寄附金を積み立てるため、3万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4目 老人憩の家運営費でございます。東老人憩の家エアコン取替工事のため、80万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、平成26年度の執行額の確定に伴い、超過交付となりました前年度に交付を受けた補助金等を償還するための経費として、第5目 医療対策費で25万6千円の増額補正、第7目 障害福祉費で316万1

千円の増額補正、第13目 臨時福祉給付金給付費で460万2千円の増額補正をそれぞれ願うものがございます。

次に、第2項 児童福祉費でございます。平成26年度の執行額の確定に伴いまして、超過交付となりました前年度に交付を受けた補助金等を償還するための経費といたしまして、第1目 児童福祉総務費で7万7千円の増額補正、次の12ページとなりますが、第6目 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費で146万6千円の増額補正をそれぞれ願うものがございます。

続きまして、11ページにお戻りいただけますでしょうか。第2目 保育園費で、たつた保育園保育室エアコン取替工事のため、90万円の増額補正をお願いしております。

また、指定寄附金の増によりまして、11ページの児童福祉総務費で4万5千円、12ページの健康増進事業で1万5千円をそれぞれ財源振替をお願いするものがございます。

以上、議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）のうち、住民生活部の所管に関するものの説明とさせていただきます。よろしく願う申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。伴委員。

伴委員 11ページに東憩の家のエアコン取り替え、そして一番下のたつた保育園保育室で、エアコン、これね、取り替え、暑なってきましたし、もう夏が、取り替えていただくのはええと思いますけど、大体これ、10年ぐらいは使っていただいている取り替えするような感じの周期になっているんですかね。故障したから、具合悪なったから替えていただいているとは思いますがねんけどね、10年ぐらいはもっているものなんか、どうなんか、もしわかりましたら。

福祉課長 今、委員のほう申されましたように、修繕の都度、取り替えするのか、

修繕で対応するのか等検討しておりますけれども、今回の修繕につきましては、たつた保育園のほうで12年、憩の家のほうが18年を経過したものでございます。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(2)斑鳩町における空家等対策の実施体制について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長

総務部長 それでは、各課報告事項の2点目の斑鳩町におけます空家等対策の実施体制について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

資料1をごらんいただきたいと思います。まず初めに、空家等を取りまく背景についてでございます。近年、地域における人口減少や核家族化が進展する中、高齢者向け住宅に移り住まれるケースのほか、居住者が亡くなられたあと、その住宅を相続人が放置することなどの理由によりまして、居住その他の使用がなされていないことが常態となっている空家等が増加しており、今後、さらなる増加が見込まれているところでございます。

中でも、適切な管理が行われていない空家等につきましては、建物の倒壊の危険性や火災の誘発などの防災上の問題、ごみの不法投棄や庭木の繁茂などの環境上の問題、また、まちなみに対する悪影響など景観上の問題など多くの分野にわたりまして問題が生じる要因となりますが、空家等の所有者または管理者の特定が困難な場合もございまして、解決すべき課題が多くありますことから、全国的な問題となっているところでございます。

このため、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的といたしまして、空家等対策の推進に関する特別措置法が昨年の11月

27日に公布され、ことしの5月26日に全面施行されたところでございます。

この法律の施行を受けまして、各市町村におきましては、関係部門間の連携のもと、法の実施体制の整備が求められておりますことから、このたび、本町における空家等対策に係る実施体制を、この資料の下のほうに記載をいたしております図のとおり定めたところでございます。

本町におけます実施体制につきましては、さまざまな空家等に関する相談を1つの窓口で、いわゆるワンストップで応じることが可能となるよう、総合相談窓口を設置いたしまして、これにつきましては総務課に置くことといたしております。

次に、総合相談窓口におきまして受けた相談につきましては、その相談内容に応じまして、空家等の問題の要因に応じて部門別に対応を図ってまいりたいと考えております。具体的には、図にございますように、建築物の保安及び景観に関する内容につきましては都市整備課におきまして、また、衛生及び生活環境に関する内容につきましては環境対策課におきまして、また、法による一定の要件を満たす特定空家等として勧告の対象となりました空家等につきましては、固定資産税の住宅用地の特例措置が解除されることとなりますことから、この税制上の措置につきましては税務課で対応を行っていくことといたしております。

また、空家等に関しましては、建築物の保全、生活環境などさまざまな問題が複合しているケースも想定されますことから、各課で実施いたしました指導状況等につきましては、その記録を情報共有し、連携を図りながら空家等の管理の適正化に向けて適切な対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、空家等及びその跡地の活用の促進に関する施策につきましては、引き続き、庁内で組織をいたしております空家等対策に係る政策企画調整幹事会議におきまして、議論を行いながら、検討を進めていくことといたしております。一定のまとまりがつかしました段階で改めてご報告させていただきたいと思っております。

以上で、斑鳩町における空家等対策の実施体制についてのご報告とさ

せていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。
伴委員。

伴委員 これ、今、説明受けて、この実質のこの空家等対策にかかわる実施体制はいつから、もう今現在やっていたいでいる、それとも、いつから、これ、実施体制がスタートするわけですか。

総務部長 既にこの体制でさせていたでいるところがございます。

委員長 ほかに。 濱委員、どうぞ。

濱委員 すみません、この表の総合相談窓口が動き始めるというのは、この文章の中にある相談を受けたときということですね。この相談をされる方ってというのは、どういう方って言ったらおかしいですけど、相談をされないままの方もいらっしゃるんじゃないかと思って。その辺、教えていただきたいです。

総務部長 これまでも空家に関します相談というのは総務課で受けてきたところでございますが、おおむねですね、近隣、隣のお家の方でありますとか、いわゆる隣の家の状態がよくないということ、あるいはその辺の自治会など、近隣の方から相談を受けるというケースが今のところ多い状態でございます。

委員長 平川委員。

平川委員 すみません、ちょっとわからないので教えていただきたいんですけど、今のところは改善されない場合は、その税制上の措置を見直すということで、ほかに例えば取り壊すですとか、樹木の伐採をするとか、何かそ

ういう具体的なことは今後検討するのか、それとももうこれとは全く別の話なのか、どうなのでしょう。

総務部長 いわゆる状態が悪くて危険性がある、あるいは近隣に迷惑がかかっているといった場合には、特定空家というものとして判定するわけですが、その特定空家として判定して、改善をですね、勧告した場合には、固定資産に対します税制上の優遇がなくなるということです。ただ、さらにそうなった場合には、いろいろな指導や助言、あるいは強制的な、いわゆる代執行ということも可能ではあります。ただ、そうなる前に、特定空家というふうに町が判定する前であっても、ご相談があれば、所有者などできる限り特定をしていって、今の状況を改善していただきたいというような指導、あるいは所有者からの相談にも応じることができます。ですから、極力特定空家には、する前にですね、いわゆる状態がまだ浅い段階でですね、相談に応じながら解決に図っていければ一番ベストかなというふうに思っていますので、そういうような心構えでやっていきたいというふうに思っております。

委員長 濱委員。

濱委員 説明の中に、所有者がわからないというようなことがありましたけども、空家になる前はお住みになっていたの、固定資産税だったり、住民税だったりとかね、その辺のこともあるけど、所有者がわからないというような事例もあるんでしょうか。また、どういうことで所有がわからないんですか。

総務部長 所有者がわからないという原因につきましては、いわゆる相続者がおられないということですね。所有者が亡くなられたあと、その物件を相続する方がおられないというケースがございます。これらの取り扱いにつきましても、もともとどなたかの所有権があった物件でございますので、これをどういうふうに取り扱っていくのかというのは、やはり私ど

もも弁護士とか、そういう専門家にも相談しながら対応してまいりたいと思います。

委員長 平川委員。

平川委員 すみません、もう既に相談については受け付けておられるという説明だったんですけど、今現在、何件程度受け付けしていますか。

総務部長 相談を受け付けているというのは、いわゆるこの法律の施行によって受け付けているということではございませんで、これまでも空家に関する総合的な相談を受けさせていただいているというところがございます。その中で、いわゆる特定空き家となっていく可能性があるだろうというふうに今考えているのは、2件でございます。

委員長 ほかに質疑、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、ほかに理事者のほうから報告しておくことはございませんか。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 それでは、平成27年度高齢者インフルエンザ予防接種の接種費用につきまして、ご報告させていただきます。

ことしの10月から始まります高齢者インフルエンザ予防接種のワクチンが3価から4価となりまして、ワクチン代が値上げされることとなりました。予防接種の接種費用につきましては、西和広域7町で構成する王寺周辺広域市町村圏協議会と王寺周辺広域医師会が協議し、決定しており、協議の結果、平成27年度の高齢者インフルエンザ予防接種の接種費用が、昨年度より750円増の5,280円となりました。

このことから、斑鳩町高齢者インフルエンザ予防接種費用助成費交付

要綱の助成金額の一部改正を行い、65歳以上の方で接種を希望される方は、引き続き無料で実施してまいりたいと考えております。なお接種費用の増額分につきましては、12月議会で増額補正をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、平成27年度高齢者インフルエンザ予防接種の接種費用についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、以上をもちまして各課報告事項については終わります。続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けをいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、先に、私のほうから1点、委員の皆さま方にご報告をいたします。

さきの委員会でも少しお話をさせていただきました、ポイ捨て禁止啓発キャンペーンについてであります。

この取り組みについての経緯につきましては、さきの委員会でも説明がありましたように、行政と議会と連携をしてやっていくということで、平成24年度に始めましたけれども、昨年はいにくの雨で中止をいたしました。今年度も町のほうで予算を確保していただいておりますので、ことしも実施したいと考えております。秋は何かと町のイベントも多く、環境対策課にはお忙しい中、実施計画を作っていただいております。キャンペーンの実施日は、11月8日の日曜日、それぞれの議員さ

んにも役割分担がありますので、よろしく願いをいたします。

キャンペーンの案内、また、詳細につきましては、後日報告、ご案内させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、その他について、皆さんご意見、ご質疑ございませんでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、その他についても終わらせていただきます。

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りをさせていただきます。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますように、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次にですね、先進地視察についてでありますけれども、委員よりネウボラの取り組みについて視察のご希望をお聞きしておりましたが、三重県の名張市が、フィンランドの子育て支援制度ネウボラを参考に妊娠・出産・育児の切れ目ない相談、支援の場など、名張版ネウボラとして取り組んでおられますので、名張市を先進地視察先に選ばせていただきました。

視察日は10月13日火曜日に実施をしたいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしておりますが、先進地視察計画書のとおり先進地視察を実施したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書を提出いたしますので、その手続きをとっていただきますように、よろしくお願いをいたします。

これをもちまして、本日の案件全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

皆さま、お疲れさまでした。

(午前10時21分 閉会)